

平成21年9月16日判決言渡・同日原本領收 裁判所書記官 今川千鶴
平成21年(行コ)第57号各難民の認定をしない処分取消等請求控訴事件(原審
・東京地方裁判所平成19年(行ウ)第649号, 第650号)

口頭弁論終結日・平成21年7月22日

判 決

東京都

控訴人(第一審原告)

同所

被控訴人(第一審原告)

両名訴訟代理人弁護士 渡邊彰悟

ほか別紙代理人目録記載1のとおり

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

控訴人兼被控訴人(第一審被告) 国

同代表者兼処分行政庁 法務大臣

森英介

処分行政庁 東京入国管理局長

高宅茂

処分行政庁 東京入国管理局主任審査官

小出賢三

同指定代理人 川勝庸史

ほか別紙代理人目録記載2のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、第一審原告と第一審被告との間においては第一審原告の負担とし、第一審原告と第一審被告との間においては第一審被告の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

(第一審原告)

- 1 原判決中、原判決主文1(1)を除く第一審原告敗訴部分を取り消す。
- 2 法務大臣が第一審原告に対し平成18年4月18日付けでした難民の認定をしない処分を取り消す。
- 3 東京入国管理局長が第一審原告に対し平成19年5月7日付けでした出入国管理及び難民認定法49条1項に基づく同原告の異議申出には理由がない旨の裁決を取り消す。
- 4 東京入国管理局主任審査官が第一審原告に対し平成19年5月8日付けでした退去強制令書発付処分を取り消す。

(第一審被告)

- 1 原判決中、第一審被告敗訴部分を取り消す。
- 2 前項に係る第一審原告請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、ミャンマー連邦(ミャンマー)国籍を有する姉妹である第一審原告らが、いずれも帰国すれば迫害を受けるおそれがある、出入国管理及び難民認定法(法)2条3号の2、難民の地位に関する条約(難民条約)1条、難民の地位に関する認定書1条にいう「難民」に該当すると主張して、それぞれ第一審原告らに対してされた難民の認定をしない処分、法61条の2の2第2項による在留を特別に許可しない処分、法49条1項に基づく異議申出には理由がない旨の裁決及び退去強制令書発付処分の各取消しを求めた事案である。

2 原審は、第一審原告らの請求のうち、各在留を特別に許可しない処分の取消しを求める部分は、出訴期間を徒過しているとして、いずれも却下し、第一審原告(第一審原告妹)のその余の請求は、第一審原告妹は難民

に該当しないとして、いずれも棄却し、第一審原告〔第一審原告姉〕のその余の請求は、第一審原告姉は難民に該当するとして、いずれも認容したところ、第一審原告姉が却下部分以外の敗訴部分について、第一審被告が敗訴部分について、それぞれ控訴を提起した。

当裁判所も、原審と同様に、第一審原告姉は難民に該当せず、第一審原告姉は難民に該当するものと判断した。

3 爭いのない事実等並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決の事実及び理由の「第2 事案の概要」1及び2（原判決3頁22行目から9頁25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断（略語については、原則として、原判決に従う。）

1 当裁判所の判断は、次のとおり追加訂正するほかは、原判決の事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」2及び3（原判決10頁7行目から26頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（1）原判決13頁23行目末尾に次のとおり追加する。

「この点、第一審被告は、第一審原告姉が、〔第一審原告姉〕が軍人と交渉した結果、誓約書に署名することで逮捕を免れたと供述しているところ、〔第一審原告姉〕も弁護士で第一審原告姉とともにデモ行進に参加していたというのに、軍人と交渉することができる立場にあったというのは極めて不自然であるとも主張するが、第一審原告姉は、連日のようにデモ行進に参加し、周辺地域の人々にデモへの参加を呼びかけ、反政府ビラを作成して配布し、デモに参加する学生等への資金援助を募るなどの活動をしたこと、逮捕者リストに載っていることを知らされたことは上記のとおりであり、〔第一審原告姉〕が第一審原告姉と同様の立場、状況にあったと認めるに足りる証拠はなく、〔第一審原告姉〕は交渉相手となつた軍人と親しかったというのである（乙59）から、上記第一審原告姉の供述が不自然であるとはいえない。」

（2）原判決15頁7行目「仮にこの訳文が正確であったとしても、」の次に「上記

陳述書は、ミャンマー軍事政府からカレン族の人の弁護を辞めなければ処罰する旨の警告を受けて、同人の弁護を辞めざるを得なくなったという趣旨のものであるから、」を追加する。

（3）原判決16頁16行目末尾に次のとおり追加する。

「この点、第一審被告は、第一審原告姉が、カレン族の人の弁護の件については申立書（乙57）添付の陳述書に記載しているにもかかわらず、出国の直接の契機となつたとする〔第一審原告姉〕の事件については、これを記載せず、同事件について初めて供述したのが難民申請から約1年2か月が経過した後であるのは極めて不自然であると主張するが、上記のとおり、第一審原告姉は上記申立書には自分が行ってきた政治的活動経歴を中心に記載しているところ、カレン族の人はNLD党員であったことから、この弁護の件を記載したが、〔第一審原告姉〕の事件には政治的活動としての色彩がないから、記載しなかつたとみることができ、これを不自然であるとまでいうことはできない。」

（4）原判決17頁10行目「と解され、」から11行目末尾までを次のとおり改める。

「と解され、難民調査官に対する供述調書の一部にはこれに反する記載があるが、この記載をもって、看過することができないほどの供述の変遷とまでいうことはできない。」

（5）原判決18頁12行目「逮捕者」から17行目「不自然とはいえず、」までを次のとおり改める。

「第一審原告姉の上記供述は、同人が「なぜ、お姉さんは逮捕者リストに載ったのですか。」という難民調査官の問い合わせに対して応答する形で供述しているものであり、同人の推測を述べたものに過ぎないから、第一審原告姉が最初に逮捕者リストに載った1988（昭和63）年の民主化運動当時の出来事のみを供述したことは何ら不自然とはいえず、」

2 第一審原告姉について

(1) 第一審被告は、第一審原告姉が、本邦への入国時に作成した外国人入国記録カードに職業をTEACHERと記載している上、ミャンマーにおける弁護士資格の取得方法についての供述を変遷させており、また、弁護士登録カードを提出したのが難民申請から1年以上も経った後であることから、第一審原告姉が弁護士資格を有するとは認められないと主張する。確かに、第一審原告姉は、本邦への入国時に作成した外国人入国記録カード(乙38)には職業をTEACHERと記載しており、また、ミャンマーにおける一般の弁護士と上級弁護士の資格取得方法について、難民調査官の調査に対する供述調書(乙61)における説明内容と、異議申立手続における第1回審尋調書(乙23)における説明内容との間に相違があることが認められる。しかしながら、第一審原告姉は外国人入国記録カードへのTEACHERとの記載はプロローカーの指示によるものであると陳述するところ、難民認定申請書(乙56)には、職業は弁護士と記載されており、弁護士登録カード(甲28)が提出された平成17年9月は、難民調査官による質問調査が開始された時期であって、その提出が不自然、不合理に遅滞しているということはできないことに照らすと、上記説明内容の相違のみから第一審原告姉が弁護士であると認定できないと認めることはできず、上記第一審被告の主張は採用できない。

(2) 第一審被告はミャンマー軍事政府による弁護士に対する弾圧は、2000(平成12)年の一時期、NLDに関係した弁護士40人以上が拘留されたことがあったにとどまり、その後も弁護士に対する弾圧が行われているとはいえないと主張する。確かに、2001年版から2003年版まで及び2006年版の各米国務省レポート(甲1、乙82から84)には、ミャンマー軍事政府は、2000(平成12)年に、NLDに助言を与えたり、相談に乗る弁護士を排除しようとする大々的なキャンペーンを開始し、NLDと関係があるとされる弁護士のほぼ全員をでっち上げの容疑で逮捕したものの、2001(平成13)年にはこのキャンペーンを停止し、同年以降は、NLDとつながりがあると思われて新たに逮捕された弁護士はおらず、NLD党員は、弁護士が収監される恐れを抱くことなく弁護士の

助言を依頼できるように思われたとの記述があることが認められる。しかしながら、2008(平成20)年においても、NLDメンバーの弁護人となった複数の弁護士が、訴訟活動を理由に身柄拘束、起訴、処罰されていることは上記引用に係る原判決が認定するとおりであって、原判決挙示の証拠に照らすと、ミャンマー軍事政府は、弁護士が反政府運動を支援することを強く嫌惡しており、特にNLDと関係のある弁護士に対しては、身柄を拘束した上、処罰するなどして弾圧している状況が存するとの原判決の認定は相当というべきである。

(3) 第一審被告は、ミャンマーでは比較的容易に弁護士資格を取得することができ、国民の総人口に比して弁護士の数が非常に多く、弁護士業のみでは十分な収入を得ることができない者もいることから、第一審原告姉が上級弁護士であったとしても、本邦で不法就労する動機に欠けることはないと主張するが、第一審原告姉が、一般の弁護士を経て、上級弁護士として弁護士業務に従事していただけでなく、姉妹4人が全員大学を卒業するようなミャンマーでは経済的に恵まれた家庭に生まれた女性であることは上記引用に係る原判決が認定するとおりであるから、第一審被告の上記主張事実を前提としても、これをもって、第一審原告姉の来日が不法就労目的であったと認めるることはできない。

(4) 第一審被告は、第一審原告姉が難民に該当するとしても、法49条1項に基づく異議の申出に対する裁決をおいては、専ら退去強制事由に該当するかどうかに係る特別審理官の判定に対する申立人の異議申出に理由があるか否かを判断すれば足り、難民に該当する者であることは、裁決の違法事由とはならないと主張する。しかしながら、法61条の2の6第1項は、在留特別許可がされた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に退去強制事由があったことを理由としては、退去強制手続を行わない旨を定めているところ、第一審原告姉に対する難民不認定処分は違法であって、在留特別許可がされるべきであったことは上記原判決が説示するとおりであるから、第一審原告姉については、退去強制手続を行ったこと自体が違法であって、本件退去強制令書発付処分のみならず、本件裁決も違法といふべ

きである。

3 第一審原告妹について

(1) 第一審原告妹は、同人がNLD党員であったことだけで迫害を受けるおそれがあると主張するが、NLD党員でありさえすれば、その地位や政治活動の有無・内容にかかわらず、すべからく迫害を受けるおそれがあると認めるに足りる証拠はない。甲49には、ミャンマーの軍人が、NLDの中核を粉碎しなくてはならず、NLDの幹部や中心人物が誰であるかを調べておく必要がある旨を参考本部作戦会議で述べた旨の記載があるが、これを前提としても、上記引用に係る原判決が認定する第一審原告妹のミャンマーにおける活動歴に照らすと、第一審原告妹がNLDの幹部や中心人物に該当しないことは明らかである。

(2) 第一審原告妹は、政治活動を原因として納税証明書が発行されず、そのために、自己名義の正規旅券を取得することができず、偽造旅券で出国したと主張するが、第一審原告妹について、その政治的活動を原因として納税証明書が発行されないとは考えにくいことは上記原判決が説示するとおりである。

(3) 第一審原告妹は、偽造旅券を使って出国したことから、出入国管理に関する法令違反の名目で長期の刑罰を科されるおそれがあると主張するが、偽造旅券による出国は我が国においても刑罰の対象となるものであり、これをもって迫害ということはできない。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であるから、第一審被告及び第一審原告妹の本件各控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 一 宮 なほみ

東京高等裁判所

裁判官 始 関 正 光

裁判官 石 垣 陽 介

東京高等裁判所

(別紙)

代 理 人 目 錄

1 控訴人ら訴訟代理人弁護士

伊藤和夫	高橋融	梓澤和幸	板倉由実	伊藤敬史
井村華子	岩重佳治	打越さく良	大川秀史	近藤博徳
笹川麻利恵	猿田佐世	島薗佐紀	白鳥玲子	鈴木眞
鈴木雅子	曾我裕介	高橋太郎	高橋ひろみ	田島浩
濱野泰嘉	原啓一郎	樋渡俊一	福地直樹	本田麻奈弥
水内麻起子	村上一也	毛受久	山崎健	山口元一

2 被控訴人指定代理人

中山貴之	壽茂	幸英男	江田明典	津留信弘
小久保祐司	村次香名子	稻田知史		

以 上

東京高等裁判所

これは正本である。

平成 21 年 9 月 16 日

東京高等裁判所第 1 民事部

裁判所書記官 今川千鶴